

社会福祉法人緑風会を「くるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（通称：「くるみん認定」）企業として、社会福祉法人緑風会を令和2年3月16日付けで認定しました。

✿✿ 認定通知書交付式を行いました。



認定マーク
「くるみん」



令和2年6月26日、認定書交付式にて。中村業務執行理事（左）と日根局長。

社会福祉法人 緑風会 の取組の概要

企業名	社会福祉法人 緑風会
所在地	徳島市
業種	医療・福祉業
労働者数	790人（男性267人、女性523人）
計画期間	平成27年4月1日～平成31年3月31日
行動計画の目標	<p>【目標①】 妊娠中の女性職員の母性健康管理についての表を作成して職員に配布し、制度の周知を図る。</p> <p>【目標②】 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。</p> <p>【目標③】 平成31年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間4日以上とする。</p> <p>【目標④】 平成31年3月31日までに、所定外労働を削減するため月1回以上のノー残業デーを設定、実施する。</p>
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 H29年11月に周知資料を作成し、母性健康管理指導事項連絡カードと共に職員に配布し、周知を行った。</p> <p>【目標②】 H29年11月に周知資料を作成し、職員の目につきやすい場所に掲示し、周知を行った。</p> <p>【目標③】 平成30年度の取得日数が一人当たり8.1日。</p> <p>【目標④】 平成29年10月より週1回のノー残業デーを実施。</p>
その他主な認定基準達成状況	<p>○男性の育児休業取得状況（認定基準5） 計画期間中に配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が20%で、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上である。</p> <p>○女性の育児休業取得状況（認定基準6） 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率は100%である。</p> <p>○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（認定基準7） 小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務制度を導入。</p> <p>○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（認定基準9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働の削減のための措置 衛生委員会にてノー残業デーの実施を決定（目標は行動計画の【目標④】と重複）。 ・年次有給休暇の取得の促進のための措置 年次有給休暇の取得勤奨文書を掲示（目標は行動計画の【目標③】と重複） ・働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 テレワーク勤務制度を導入（H29. 12. 1施行）